

新市建設計画見直し内容について

番号	区分	事業名	概算事業費 (単位:百万円)	見直し内容	方向性	優先性・緊急性	優先度(案) 高 → 低 5 4 3 2 1
04	実施予定	小中学校大規模改造事業 (黒川地区4小中学校(耐震診断・補強))	67 → 耐震診断結果により改築・補強の規模が決定するため耐震診断のみの事業費を計上	《前》黒川小学校、鼓岡小学校、大長谷小学校、黒川中学校の4小中学校の耐震診断、補強事業。 《後》市内の旧耐震基準(S56.6.1以前に建築確認を受けた建物)で建設された黒川小学校、鼓岡小学校、大長谷小学校、黒川中学校、中条小学校、中条中学校、築地中学校の7小中学校の耐震診断、補強事業。平成20年度に4校(大長谷小学校、中条小学校、中条中学校、築地中学校)、平成21年度に3校(黒川小学校、鼓岡小学校、黒川中学校)耐震診断を実施予定。	早急に耐震診断を実施し、改築補強計画を策定後、改築補強工事を実施し、児童・生徒の安全確保に努めるとともに、避難所としての機能を確保する。 しかし、少子化により児童・生徒数の減少が進んでいることから、耐震診断の結果次第では、統合などについて検討する。 また、対象を市内の旧耐震基準で建設された小中学校へと変更するため、事業名を「小中学校耐震改修事業」と改める。	昨今の大震災により、「地震防災対策特別措置法改正法」が成立し、学校施設の耐震化に対し市町村に耐震診断の実施と結果の公表が義務付けられるとともに、平成20年度から平成22年度までの時限措置ではあるが国庫補助率の嵩上げが実施されている。	○
05	実施予定	統合学校給食センター建設事業	816	《前》東給食センターと西給食センターとの統合学校給食センターの建設事業。 《後》東給食センター(本条幼稚園、中条小学校、柴橋小学校、本条小学校、中条中学校)、西給食センター(きのと小学校、築地小学校、乙中学校、築地中学校)および自校方式の黒川小学校、鼓岡小学校(大長谷小学校)、黒川中学校の統合学校給食センターの建設事業とし、保育園に対する給食についてもこのたびの計画で検討する。 施設規模は、3,500食で、調理方式はドライ方式を予定。	市内の小中学校および本条幼稚園への給食の提供については、施設や設備の老朽化、給食調理員の定員管理、安全・安心・安定的な供給を図ることから、給食センターの建設・運営に関する詳細な協議を学校給食センター運営協議会などで進めるこことする。 運営については、食の安全・地産地消・食育などの推進を十分考慮し、公営にとどまらず民営化についても検討する。 また、子どもたちの食育が必要となるため、関係各課と調整を図り、「食育基本法」による「食育推進計画」の策定を行う。	東、西給食センター、各学校における給食施設においては、毎年多くの修繕費や備品購入費がかかるとともに、ウェット方式(※1)による調理方式のため衛生面などにおいて課題が生じている。 ※1) ウェット方式とは ウェット方式とは常に給食室が水で濡れた状態で調理する給食施設のこと。一方、ドライ方式とは、給食室の床を乾いた状態で調理から食器の洗浄・収納までをする方式で、床からの跳ね水などによる二次汚染を防止することができる給食施設のこと。	○
06	実施予定	中条地区保育園・幼稚園統合施設整備事業	757	《前》柴橋保育園、若宮保育園、本条幼稚園の統合による幼保一体型施設の建設事業。 《後》柴橋保育園、若宮保育園、本条幼稚園の統合による幼保一体型施設の建設事業に「こころとことばの相談室」および「子育て支援施設」を併設する。 施設規模は、保育園・幼稚園各90人規模程度を予定。	地区関係住民等から構成される統合に関する審議会などを設立し、事業の詳細について検討・協議を行うこととする。 建設・運営については、統合に関する審議会の意見、県の子育て支援対策、市が保育園に対して行っている補助金や委託料などのランニングコスト等を相対的に勘案し、市で行う部分と民間にお願いする部分について検討する。	柴橋保育園、若宮保育園、本条幼稚園を統合し、幼保一体型施設を建設することについては、平成17年8月10日に中条町立保育施設等適正配置問題審議会から「統合予定の小学校等を包括した、幼保一体型施設の建設を要望する」との答申がなされている。 また、幼保一体型施設建設までの間、柴橋保育園を休園し、暫定的に築地保育園の通園をお願いしているところである。	○
07	実施予定	史跡公園整備事業 (関沢地内)	660	《前》女武将板額御前の歴史の舞台となった櫛形山麓を「歴史公園」として整備。 《後》女武将板額御前の歴史の舞台となった櫛形山麓を「歴史公園」として整備するが、用地購入費の支払いが平成26年度までのため、平成27年度以降に整備実施。 整備は、約90,000m ² で檜、トイレ、駐車場などを予定。	27年度以降実施できるよう関係各課と調整を図り、詳細な構想を作成することとする。 また、整備予定地が国道7号線とのアクセスが優れていることおよび広大な面積を所有していることなどから、歴史公園以外の使途についても検討する。	用地購入費の支払いが平成26年度までのため、平成27年度以降の整備実施となる。	
12	実施予定	村民ホール大規模改造成事業(耐震診断・補強)	39 → 耐震診断結果により改築・補強の規模が決定するため耐震診断のみの事業費を計上	《前》村民ホール(黒川地区公民館)の耐震診断、補強事業。 《後》市内の旧耐震基準(S56.6.1以前に建築確認を受けた建物)で建設された社会教育施設(黒川地区公民館、図書館、乙総合福祉センター、中央公民館)、社会体育施設(中条、黒川、総合グラウンド、スポーツハウス小、村松浜地域、築地地域、竹島地域、高浜地域、乙地域各体育館)の耐震診断、補強事業。	早急に耐震診断を実施し、改築補強計画を策定し、施設利用者の安全確保に努めるとともに、避難所としての機能を確保する。 社会教育施設については「生涯学習推進計画」、社会体育施設については「市内におけるスポーツ施設の整備計画」を作成し、統廃合や代替えも含めた整備方針を検討することとする。 また、対象を市内の旧耐震基準で建設された社会教育施設・社会体育施設へと変更するため、事業名を「社会教育・社会体育施設耐震改修事業」と改める。	昨今の大震災により、平成20年3月に「胎内市住宅・建築物耐震化促進計画」を策定し、市有特定建築物(※2)の平成27年度末における耐震化の目標を100%としている。 ※2) 市有特定建築物とは 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他、多数の者が利用する建築物で、ある一定の基準以上の建物(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第2条)	○

新市建設計画見直し内容について

番号	区分	事業名	概算事業費 (単位:百万円)	見直し内容	方向性	優先性・緊急性	優先度(案)				
							高	5	4	3	2
13	実施予定	社会体育施設整備事業（黒川地区総合体育館整備事業）	1,900	《前》スポーツ振興および地域のコミュニティー活動の拠点として総合体育館の建設事業。 《後》スポーツ施設の中核施設として胎内市全域を対象とした「総合体育館」を建設する。 施設規模は、メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニングルーム・観客席・駐車場などを予定。	スポーツの中核施設および市域全体の総合体育館として施設を建設することとする。 建設については、建設に対する審議会などを設置し、スポーツ振興審議会、地域審議会などの意見等を相対的に勘案し、計画を策定する。 なお、胎内市「公の施設」の管理方法に係る指針で「当面は直営を継続し、運営の効率化及び収支の改善方法、民間委託導入の可能性などを検討する施設」とされているため、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」などの設立後に指定管理者制度を含む管理運営方法について検討する。	総合体育館の施設規模などの詳細計画を、建設に対する審議会などを設置して検討する前に、市内におけるスポーツ施設の整備計画を策定することが優先である。		○			
14	実施予定	スポーツ施設整備事業（多目的広場照明施設）	164	《前》総合グラウンドに照明設備の設置事業。 《後》総合グラウンドに照明設備の設置事業。	市内におけるスポーツ施設の整備計画を作成し、事業の必要性、費用対効果および整備予定箇所が住宅地に接していることから近隣住民みなさまの理解を得た後の実施とする。	市内におけるスポーツ施設の整備計画を作成するとともに既存スポーツ施設の夜間における費用対効果、申込み、利用状況を整理する。				○	
15-01	実施予定	街路事業（本町通り線）	1,550	《前》本町通り線（荒惣付近交差点から桑野薬局付近交差点まで）を幅員16mで250m街路整備事業を実施。 《後》本町通り線（荒惣付近交差点から桑野薬局付近交差点まで）を幅員16mで250m街路整備事業を実施。	地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする「胎内市都市計画マスタープラン」を策定し、駅西口整備、街路事業を盛り込んだ市全域における将来の都市計画像を作成後の実施とする。	地区別における都市づくりの将来ビジョンの具体的な整備方針等を明らかにするとともに、平成3年度から開始された街路整備について、事業目的の再考が必要のため、「胎内市都市計画マスタープラン」の策定が優先となる。また、該当地区内に国土調査は完了しているが、個人個人の境界が決定されていない筆界未定地があるため、解決を図る必要がある。				○	
15-02	実施予定	街路事業（本町通り線2期）	1,050	《前》本町通り線（桑野薬局付近交差点からわたなべ医院付近交差点まで）を幅員16mで250m街路整備事業を実施。 《後》本町通り線（桑野薬局付近交差点からわたなべ医院付近交差点まで）を幅員16mで250m街路整備事業を実施。	地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする「胎内市都市計画マスタープラン」を策定し、駅西口整備、街路事業を盛り込んだ市全域における将来の都市計画像を作成後の実施とする。	地区別における都市づくりの将来ビジョンの具体的な整備方針等を明らかにするとともに、平成3年度から開始された街路整備について、事業目的の再考が必要のため、「胎内市都市計画マスタープラン」の策定が優先となる。また、該当地区内に国土調査は完了しているが、個人個人の境界が決定されていない筆界未定地があるため、解決を図る必要がある。				○	
15-03	実施予定	街路事業（駅西通り線）	630	《前》駅西通り線（駅西口整備予定地から県道まで）を幅員16mで300m街路整備事業を実施。 《後》駅西通り線（駅西口整備予定地から県道まで）を幅員16mで300m街路整備事業を実施。	地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする「胎内市都市計画マスタープラン」を策定し、駅西口整備、街路事業を盛り込んだ市全域における将来の都市計画像を作成後の実施とする。 また、本事業は、「中条駅西口整備事業」と一体的に整備を実施する予定である。	地区別における都市づくりの将来ビジョンの具体的な整備方針等を明らかにするとともに、平成3年度から開始された街路整備について、事業目的の再考が必要のため、「胎内市都市計画マスタープラン」の策定が優先となる。また、地域がJR線で東西に分断されていることから、通勤通学時における踏切や駅周辺における渋滞が生じており、住民の利便性・回遊性に支障を来している。				○	

新市建設計画見直し内容について

番号	区分	事業名	概算事業費 (単位:百万円)	見直し内容	方向性	優先性・緊急性	優先度(案) 高 → 低 5 4 3 2 1
30	実施予定	中条駅西口整備事業	1,130	《前》西口広場整備、自由通路整備、橋上駅整備を実施。 《後》西口広場整備、自由通路整備を実施。	地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする「胎内市都市計画マスターplan」を策定し、駅西口整備、街路事業を盛り込んだ市全域における将来の都市計画像を作成後の実施とする。また、本事業は、「街路事業（駅西通り線）」と一体的に整備を実施する予定である。	地区別における都市づくりの将来ビジョンの具体的な整備方針等を明らかにするとともに、中条駅西口整備について事業目的の再考が必要のため、「胎内市都市計画マスターplan」の策定が優先となる。また、地域がJR線で東西に分断されていることから、通勤通学時における踏切や駅周辺における渋滞が生じており、住民の利便性・回遊性に支障を来している。	○
32	実施予定	胎内川リバーサイドパーク整備事業	79	《前》公園造成（1.1ha）、修景施設（植栽）、遊戯施設（遊具）、便益施設（東屋）の整備を実施。 《後》公園造成（1.1ha）、修景施設（植栽）、遊戯施設（遊具）、便益施設（東屋）の整備を実施。	平成14年度に整備済みである隣接の芝生広場、トイレ、駐車場の利用状況からすると、当分の間整備について見合させる予定である。 なお、整備を実施する際には、工業団地内および河川と隣接していることから安全面を十分に配慮した計画とする。 また、管理についても公営にとどまらず民営化についても検討する。	芝生広場が造成されており、サッカーやラグビーなどの利用について学校等に案内をしたが、ほとんど利用の申込みがない状況である。	○
34-01	実施中	公営住宅建設事業（鳥坂団地）	322	《前》昭和37年から建設が始まった団地について、老朽化が激しくなったことから、平成5年に認可を得て12棟の計画を実施。 《後》平成20年度まで県営住宅4棟（54戸）、市営住宅7棟（108戸）が建設済みであり、昭和37年から昭和43年に建設された鳥坂団地（簡平）に入居している16戸を対象とした1棟を建設する。今後については、入居待機者数や市営住宅全体の空き状況等を考慮し、平成22年度以降の「地域住宅計画」を作成する。	平成22年度から建設を予定している8号棟1棟を建設後、現在の入居待機者数や市営住宅全体の空き状況などから当分の間建設について見合せる予定である。 今後については、民間アパートの活用などを含む、市営住宅の運営・管理・建設について検討する。	昭和37年から昭和43年に建設された鳥坂団地（簡平）については、旧耐震により建設された建物のため、早急な対応が必要となる。	○
34-02	実施中	公営住宅建設事業（黒川団地）	0	《前》昭和40年代に建築をした木造住宅1戸建ての市営住宅14戸を6戸の建て替え計画を実施。 《後》入居待機者数や市営住宅全体の空き状況等を考慮し、平成22年度以降の「地域住宅計画」を作成する。 また、老朽化が進み政策空き家の対象となっている14戸について取り壊し時期を検討する。	現在の入居待機者数や市営住宅全体の空き状況等などから当分の間建設について見合せる予定である。 今後については、民間アパートの活用などを含む、市営住宅の運営・管理・建設および安全性、防犯上や景観上などから政策空き家となっている住宅について、取り壊し等について検討する。	安全性、防犯上や景観上などから政策空家となっている住宅の取り壊しについて早急に検討をする必要があるが、対象14戸のうち現在5戸入居中である。	○
35-01	実施中	特定公共賃貸住宅建設事業（黒川団地・塩沢団地）	189	《前》若者の定住促進を図るため、木造住宅1戸建ての特定公共賃貸住宅を毎年4戸建築する計画を実施。 《後》平成18年度4棟、平成19年度4棟が建築済みであり、平成20年度に3棟建築後平成21年度までの地域住宅計画の計画を終了とする。今後については、入居待機者数や市営住宅全体の空き状況等を考慮し、平成22年度以降の「地域住宅計画」を作成する。	現在の入居待機者数や市営住宅全体の空き状況等などから当分の間建設について見合せる予定である。 今後については、民間アパートの活用などを含む、市営住宅の運営・管理・建設について検討する。 また、空き家対策として、家賃等についても検討し入居率の向上を図る。	平成20年度3戸建設をし、計画を終了とする。	○

新市建設計画見直し内容について

番号	区分	事業名	概算事業費 (単位：百万円)	見直し内容	方向性	優先性・緊急性	優先度(案) 高 → 低 5 4 3 2 1
36	実施予定	こころとことばの相談室施設整備事業	⇒ 「06_中条地区保育園・幼稚園統合施設整備事業」に併設予定のため、「06_中条地区保育園・幼稚園統合施設整備事業」に併せた事業費を計上	《前》若宮保育園の統合後内部改装をし、「こころとことばの相談室」の整備を実施。 《後》柴橋保育園、若宮保育園、本条幼稚園の統合保育園、幼稚園の建設に併設して「こころとことばの相談室」、「子育て関連施設」などの整備を実施。	幼保一体型施設の併設を予定しているが、平成17年に「発達障がい者支援法」が施行され、市町村における責務が明確化されたことで、相談件数が年々増加していることから、幼保一体型施設の整備時期によっては単独での整備についても検討する。 また、相談員や言語聴覚士、保健師など人的整備についての計画を作成し、発達障がいの早期発見や支援ための施策を講じるとともに、相談者に対する秘密保持にも十分に配慮した整備を実施する。	「発達障害者支援法」が制定され、健康診査時での発達障がいの早期発見や支援のための施策を講じること等、市町村の責務が明確化された後、年々相談の件数が増え続けており、現在の施設では手狭となっている。	○
37	実施予定	黒川地区総合福祉センター（仮称）整備事業	192	《前》健康センターおよびへき地診療所を解体し、医療対策や各種健診、母子保健事業等の拠点施設として総合福祉センターの建設を実施。 《後》旧胎内保育園舎を改装し、保健・福祉分野に限定せず公民館的活動や環境保全等色々な目的を持った、子どもから高齢者まで誰でもいつでも交流ができる総合福祉センターの整備を実施。	整備施設の基本コンセプトをより明確化した計画を早急に作成することとする。 「誰でもいつでも立ち寄れる場所」として、旧胎内保育園跡地の活用を含め整備場所を検討し、胎内地区の拠点となるよう、ハードの整備を実施する前に、事業内容や運営方法などソフト面について、行政主体ではなく、関係地区住民が中心となり、施設整備後の運営も担うことができるよう、計画から参画していただける体制作りおよびボランティアの育成を行うこととする。	胎内地区における拠点施設としての整備となるが、関係住民が主体となり施設機能の検討、運営主体となるボランティア等の育成などソフト面の整備を先に行い、誰でもいつでも利用できる施設の体制作りが急務である。	○